

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの利用料（保育料）が

無償化されました。

【利用料（保育料）について】

- 西脇市内の幼稚園、認定こども園（幼稚園部）の利用料が無償化されています。
 - (1) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

（注）幼稚園部については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - (2) 通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。

一時預かり・延長保育等を利用するみなさまへ

- 幼稚園・幼稚園部の利用に加え、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育・延長保育の利用料が無償化されます。
 - ・しばざくら幼稚園は他園での一時預かりや病児保育の保育料が該当します。
 - ・認定こども園(幼稚園部)は延長保育で保育料が発生した分（450円/日を限度）が該当します。
- 無償化の対象となるためには、利用月の前月までに西脇市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

（注）「保育の必要性の認定」の要件については、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。詳しくは幼保連携課へ御確認ください。

問合せ先：西脇市教育委員会 幼保連携課（ようほれんけいか）

TEL:0795-22-3111（内線1161）

